

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第34号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2調理補助員の項、用務員の項及び水泳指導補助員の項中「910円」を「940円」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。